
平成24年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成24年9月18日 (火曜日)

議 事 日 程 (4)

平成24年9月18日 午前10時05分開会

- 第1 議案第44号 芦屋町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について
 - 第2 議案第45号 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の制定について
 - 第3 議案第46号 芦屋町災害対策本部条例の制定について
 - 第4 議案第47号 芦屋町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第5 議案第48号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)について
 - 第6 議案第49号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)について
 - 第7 認定第1号 平成23年度芦屋町一般会計決算の認定について
 - 第8 認定第2号 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
 - 第9 認定第3号 平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - 第10 認定第4号 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
 - 第11 認定第5号 平成23年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
 - 第12 認定第6号 平成23年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について
 - 第13 認定第7号 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
 - 第14 認定第8号 平成23年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
 - 第15 認定第9号 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
 - 第16 請願第2号 拉致問題意見書決議(案)に関する請願について
 - 第17 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について
 - 第18 議会改革特別委員会の中間報告について
 - 第19 同意第3号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 追加日程第1 発委第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について
-

【 出 席 議 員 】 (1 3 名)

1 番 松上 宏幸 2 番 内海 猛年 3 番 刀根 正幸 4 番 妹川 征男
5 番 貝掛 俊之 6 番 田島 憲道 7 番 辻本 一夫 8 番 小田 武人
9 番 今井 保利 10 番 川上 誠一 11 番 益田美恵子 12 番 中西 定美
13 番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (な し)

【 欠 員 】 (な し)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 松田義春 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 競艇事業局次長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時05分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第44号から日程第17、発議第5号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から、審査結果報告書及び閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告に代えます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

報告第10号

平成24年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第46号 芦屋町災害対策本部条例の制定について、原案可決

議案第47号 芦屋町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第48号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）について、原案可決

議案第49号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）について、
原案可決

認定第7号 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について、認定

認定第9号 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について、認定

請願第2号 拉致問題意見書決議（案）に関する請願について、採択

意見

議案第49号について次のとおり意見を付す。

本案の予算執行に当たって、周辺対策の問題解決については、早急に解決を図るとともに、責任を持って遂行することを心がけて執行されるよう強く要望する。

.....
報告第11号

平成24年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第44号 芦屋町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について、原案可決

議案第45号 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の制定について、原案可決

議案第48号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）について、原案可決

認定第2号 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定

認定第3号 平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定

認定第4号 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について、認定

認定第5号 平成23年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について、認定

認定第6号 平成23年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について、認定

認定第8号 平成23年度芦屋町病院事業会計決算の認定について、認定

発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について、原案可決

.....
報告第12号

平成24年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

決算特別委員会委員長 辻本 一夫

決算特別委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

認定第1号 平成23年度芦屋町一般会計決算の認定について、認定

.....

平成24年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため

.....

平成24年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「保健、健康及び国民健康保険に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

件」

理 由

調査不十分のため

平成24年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果等の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、総務財政委員長に質問をいたします。議案第49号についての質問でございます。これの中で芦屋町競艇が当初勝山町に進出したときに、ポートピア勝山を建設した際に、三井リースまたはビー・ケー、こういったところとやはり契約書を交わしてると思います。この契約書の中については、こういった業者が仮に撤退する場合こういったことをするのか、そういったことについてもうたってあると思いますが、その点について、この契約書の内容について審議したのか。また、もう1点は、6月28日の譲渡契約書の締結内容がありますが、原文に基づいて審議が行われたのかをまず伺います。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

まず、第1点目の平成5年11月10日の芦屋町外二カ町競艇施行組合と株式会社ビー・ケーとの協定書の内容について協議したのかということでございますが、第14条につきまして、乙はというのは株式会社ビー・ケーのことですけれども、「乙は、ポートピア勝山の施設の所有権を第三者に譲渡してはならない。」「不測の事情により譲渡の事態が生じた場合は事前に甲に申し出て甲の指示に従わなくてはならない。」と、こう記載してあります。この件につきましては、当常任委員会で審議をいたしました。

もう1点の、6月28日ですか、芦屋町とビー・ケー等が契約を交わした内容については確認しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは続いて、この譲渡契約がなされた後に飛松区内にある中原地区の代理人とする弁護士から質問状が届いております。

この質問には複数の内容があったと思いますが、この質問についての内容については、委員会では審議されたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

ただいまの質問につきましては、先ほど本常任委員会の協議会を開きまして執行部に対して事実確認をしたところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

このポートピア勝山の譲渡についてはさまざまな問題があるようですが、この問題について町は、顧問弁護士がおられますが、そういった顧問弁護士にこの内容を周知させ、そして、顧問弁護士に相談し、顧問弁護士のアドバイスを受けたのか、もし、受けたのであれば、顧問弁護士としてはどのようなアドバイスであったのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

芦屋町としても、顧問弁護士を通じて、相手方の顧問弁護士さんとの連絡調整を行っているという報告を受けております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、決算特別委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第44号から日程第17、発議第5号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まず、第1に、議案第49号平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。

補正予算では、競艇事業費用の中にボートピア勝山の譲渡に関連する予算が上げられております。この譲渡に関する問題は、議会に対しての進捗状況の報告はなく、6月28日付で株式会社ビー・ケーと譲渡契約を締結しています。

その後、地元周辺対策に支障が生じていることが発覚し、遅々と進んでいない現状となっております。この問題の要因に譲渡契約締結時における株式会社ビー・ケーの瑕疵があったということも考えられます。

瑕疵がある譲渡契約の予算執行は認められないこと、また、質疑で明らかになったように議会での審議が不十分であることから、議案第49号に対して反対をいたします。

続きまして、認定第1号平成23年度芦屋町一般会計予算の認定に対する反対討論を行います。

平成23年度決算では、船頭町駐車場活用事業費として関連事業費が執行されています。この事業については、議会の中からも疑義を唱える声が上がリ、町民の中でも賛成反対の論議が沸き上がりましたが、議会が予算を認めぬ中で、スーパーはまゆうは建設され現在運営されています。この、スーパー誘致の問題で教訓となったことは何でしょうか。それは、町政で取り組む事業内容については、可能な限り早期に計画を示して議会と協議を行うこと、そして、議会の本会議や委員会など、議会の対応する機関において意見交換を行い、議会からのよい提案についてはできる限り尊重する、ということです。もちろん住民に対しても可能な限り説明をして理解を得ることが必要です。

ところが、またもこういった教訓を生かさずに、ポートピア勝山の施設譲渡の問題では、全員協議会で報告されて以降何ら説明がなく譲渡契約がなされています。これは、一職員の失策で行った問題ではなく、基本的には町長の政治姿勢から起こったものです。町長は、議会や町民と情報を共有し、まちづくりを目指すべきです。町政の主人公はあくまでも町民です。私は、町長が公正で民主的な芦屋町に発展することを強く望みます。以上の立場から、認定に反対いたします。

続きまして、認定第3号平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計の認定に対する反対討論を行います。

まず、第1に、高過ぎる保険料の問題です。

平成22年度4月1日時点での福岡県の被保険者の1人当たりの平均保険料額は7万5,401円。全国で5番目に高い保険料です。全国平均が6万3,300円に対し1.2倍の保険料です。保険料率では平成22年、23年度の福岡県の均等割が5万2,213円で全国1位、所得割が9.87%で全国2番目となっています。平成21年度の滞納者1万6,609人となっており、前年度比23%の増加となっています。被保険者に対する滞納者の割合は平成22年度は3.01%になっており、年々増加しています。

高い保険料が重い負担となっている現状を早急に改善しなければいけません。

第2に、短期保険証の発行の問題です。

短期保険証の発行については、芦屋町では1件発行されてるということでしたが、福岡県全体では平成22年度で4,788件交付されています。大阪に次いで全国で2番目に多い交付状況です。

短期保険証の交付が、高過ぎる保険料に原因があることは明らかで、払える保険料へ改善することとともに短期保険証の発行を直ちに中止することが必要です。

以上のことから、認定に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。議案第49号の芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算について反対、そして、認定第1号平成23年度芦屋町一般会計決算の認定について反対の立場から意見を述べます。

先ほど、川上議員からもありましたが、昨年9月に全員協議会があって、そしてボートピア勝山から無償譲渡の話を知りました。その後、その話はないままに、9月5日の本会議の1日の日に、ある議員からその問題について指摘されて、いろいろ、議運や全員協議会が開かれました。そういう中であって、今度の補正予算については、無償譲渡を前提にした約500万の補正予算であるということが徐々にわかってきたわけですが、私は、先週の14日の総務財政委員会において、譲渡契約の覚書なのか協定書なのかかわからないんですけど、契約書としておきましょう。その契約書を見せてくださいと再三言ったにもかかわらず出していただけません。黒塗りで出したものでもいいではありませんか、金銭や名前やら書いてあるようであれば黒塗りでいいではありませんか、というふうにお願いするわけですが、出していただけません。私は、この契約書なりは地方自治法96条の事案案件ではないとしても、やはりそういう契約がなされようとする進行過程であれば、そのことについてはまだ申し上げられません、というふうに言っていると思うんだけど、もう、6月28日に契約書ができているんですから、それは明らかにすべきですよ。そういう情報開示をしないことに、私は非常に不可解、疑問です。

そして、今確かに町長も、それから局長も自分たちの不手際というか、そういう形でお話をなさいましたけれど、私は、これを放置するわけにいかないだろうと。むしろ真実を明らかにすることのほうが、町民にとっても執行部にとって私たちにとっても、それを白日にさらすと。そうなければこの議案が通ってそして問題になれば、もっともっと大きく、問題点が大きくなるのではなかろうかと思っています。私は、そういう無償譲渡の契約を明らかにせずしてこの議案を出したことがナンセンスです。そういうことで、私は、無責任な判断はできません。私は、反対せざるを得ません。

それと、地元対策ですね、今、ビー・ケーという会社と芦屋町が必死にやられてると思いますけど、それがうまくいっていない。先に譲渡ありき、譲渡契約を結んだことによって話がなされてない、そういう地区がある、または個人があるということであれば、やはり問題にされても仕方ないのではないかと。私は、やはり、地元の地権者が3人、4人ぐらいいらっしゃるということですが、それと地元周辺の同意を得てビー・ケーから芦屋町に移しますというようなことが、地元対策、地権者対策を十分にやった後に契約書を結ぶべきではなかったかというふうなことを思います。

それから、私はまず、経営が成り立つのだろうかと思っています。

9月5日の本議会の最初に、ある議員から、「シミュレーションはあるのか」と。「5年間は何とかあります」「じゃ、5年以降はどうなのか」というシミュレーションは先週の14日に出されると思っていましたけど、出ておりません。こういうシミュレーションのないままにですね、確かに平成6年に建設された建物です。まだ18年ですから、まだいいのかもわかりません。5年後はどうなるでしょう。今現在1億円の収益があると。じゃ、それを無償で譲渡すれば年間7,000万円の収益があると1億7,000万円になると。そりゃ、5年間はいいでしょうけど、じゃあ、5年後はどうなっていくのか、というようなことで、私は、この問題について反対せざるを得ない。

そして最後に、菩提区のほうからの3人の方が、お手紙が総務財政委員会の議員の皆様には、速達で届きました。その中のことについて非常に、町が、それから局長さんが言われる話と、それとこの地元のお話とのどちらが正しいか、今もってわかりません。そういう意味で、議員としてこれを賛成するわけにはいかない。そういう判断がつきませんので私は反対したいと思います。

それから、一般会計決算の認定についてですが、2点あります。

1点目は、この議案の51ページにありますけども、夏井ヶ浜はまゆう公園整備工事の件ですね。これは約2,999万2,000、まあ、3,000万円ですけれど、これは昨年の3月に予算化されておりますので、私はその席にはおりませんでした。いろいろ担当者の方とお話ししながら資料もいただきながら話をしていく中で、やはりこの、はまゆうの予算は、財源は何か、というと、産炭地域活性化基金助成から約二千数百万、そして過疎債から約300万円でしたか、手出しは、芦屋町は100万円に至らないんだというような形で進行していったと思うんですけど、私は、あの玄海特定公園に指定されている、そして夏井ヶ浜公園、そしてあそこには山鹿貝塚、そして文化財包蔵地の地帯なんですよ。ああいうところに、あの近代的な、そういう公園をつくって「愛の鐘」と称して。本当に、景観、それから自然環境破壊、そういうものの最たるものであり、無駄な公共工事の最たる工事だったと思うんです。むしろ、そういうお金を、生活に密着した、そして自然と文化と歴史遺産、そういうものをお金を使うことによって観光立地としての町づくりをやっぱりしてほしいということ。そしてその問題については、住民参画町づくりということを絶えず言っているながら、行政主導型。そしてコンサルタント任せ。金太郎飴。私は、あの公園は芦屋町の恥さらしの公園だと思っています。

これは、予算執行についてはとやかく言いませんが、やっぱり中身ですね。中身について、やっぱり検討していただきたい、反省に立ってもらいたい、という意味で反対討論の一つです。

もう一つは、先ほど川上さんが言われましたように、このスーパーASOの件です。さまざまな市民の声等もあったり、事前調査、事後調査をやったか、住民説明会をその後やりましたか、そういうのもない。そして結局は、最終契約書は、本来ならば建物の金額から15年割った

88万2,000円相当のものを賃料としてもらわなければならないのに、5年間は77万数千円で、合計600万円の損失をこうむったわけですけど。そうでないとASOスーパーはこの契約を撤回するであろうという、そういうような形で進められてるお手盛りのやり方で、私は、六百何十万円の損失もあるでしょうけれど、やはり、そういう行政主導型であり、本当に町民の皆様、商店街の皆様の気持ちを踏まえた上でやられたのかと。今商店街の皆さん方はこれを建て貸し、1億五、六千、7,000万円あってもいいと、活性化につながればいいと、何か商店街に買物に行った人たちが商店街に散らばってくれればいいと言って、賛同していた人たちがいらっしやいます。でも、その人たちに聞いてみますと「妹川議員、何もありません」と、「むしろね、あそこ車ですーっと乗って駐車場に乗って、そしてすーっと帰ってしまう」と、「全然来られっしやれんです」と、そういうことについて、私は、そういう内容であるから、この一般会計決算についても、認定については反対をせざるを得ません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第44号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第44号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第45号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第45号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第46号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第46号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第47号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第47号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第48号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第48号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第49号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第49号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、認定第1号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第1号は、認定とすることに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第2号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、認定第3号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第4号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙

手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第5号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第6号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第7号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第8号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第9号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第9号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、請願第2号について、委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第2号は、採決とすることに決定いたしました。

次に、日程第17、発議第5号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の調査について、それぞれの再付託の申し出がなされております。

つきましては、これを申し出どおり、再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

ここで、請願第5号が採択されたことにより、新たな意見書案が提出されております。

追加の議案書を配付しますので暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

追加日程第1. 発委第1号

○議長 横尾 武志君

お諮りします。

追加日程第1、発委第1号の意見書案については、日程の順序を変更し、直ちに議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、発委の提出委員長に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

総務財政常任委員長に発委第1号の趣旨説明を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」につきまして朗読させていただきます。

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過するとともに、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪を行い、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致する」とした「平壤宣言」を謳ってから、10年の歳月が流れています。

この間、我が国の拉致被害者5名とその家族が帰国した以外には、何ら特別な進展がないままの状況が続いています。

このような状況の中、北朝鮮では昨年末、最高指導者の死去により政権が交代していますが、このことは、日本人拉致問題の解決に向けた好機であるとともに、一方で不測の事態が発生し、拉致被害者の安全が脅かされる危険も考えられます。

よって、本町議会は、国会及び政府に対し、日朝平壤宣言に立ち返り、全ての拉致被害者を早急に救出するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、総務財政常任委員長の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。追加日程第1、発委第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発委第1号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。追加日程第1、発委第1号の議案については、委員会提案でありますので、この際、委員会付託を省略し、討論終了後、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。追加日程第1、発委第1号の議案について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付することといたします。

日程第18. 議会改革特別委員会の中間報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第18、「議会改革特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会から、議会改革及び活性化について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議会改革特別委員長の発言を許します。議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長 小田 武人君

8番、小田でございます。皆様方お手元に議案書があると思いますが、7ページをお開きいただきたいと思っております。現在議会改革調査特別委員会で調査中の議会改革及び活性化について、芦屋町議会会議規則第47条第2項の規定により、委員会の中間報告をいたします。

まず初めに、皆様方もご承知のように、本特別委員会は昨年9月議会において、議会としての機能を十分発揮できる議会改革を推進調査するために設置されたものでございます。

本委員会は設置以来、これまでに9回の委員会を開催しており、その調査内容は、お手元の資

料の表に掲載しているとおりでございます。

調査経過の概要としては、まず、検討始めるに当たって、議会改革に関する書籍等を参考として検討項目の洗い出しを行いました。そして、その検討項目を芦屋町議会として取り組む事項として決定するために、特別委員会の委員を3つのワーキングチームに分けて選考作業を行いました。そのワーキングチーム等の活動状況については、9ページに記載しているとおりでございます。そういった作業を経まして、現在までのところ、17項目について活性化事項として決定しているところでございます。

今回結果が出ているその事案については、本定例会から試行的に実施しており、今後さらに調整、検討を加えていかなければならないものがございます。さらに、議員定数、報酬・費用弁償、議会報告会、休日・夜間議会、反問権など条例規則等の制定・改正が必要なものについても調査していかなければなりません。

また、このほか、公平・公正で活発な議論ができる議会、町民の代表として責任のある議会についても詳細な検討を行っていき、最終的に平成25年、来年の9月の定例会までに、まとめの報告が行えるようなスケジュールで今後調査研究を進めてまいりたいと考えております。

今後とも各委員さんの皆様方のご協力をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

日程第19、同意第3号

お諮りします。日程第19、同意第3号の議案については、議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆様方におかれましては、連日のご審議、大変ご苦労さまでございます。早速でございますが、本日追加提案いたしております人事議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意第3号の、芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、伊藤重美氏の任期が、平成24年10月4日をもって任期満了となりますので、今村智皓氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものです。

今村氏は、社会福祉協議会で事業長を長く努められ、町内を熟知されており、委員として適任でありますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単であります。提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。日程第19、同意第3号については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第19、同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第3号は、原案を同意することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成24年芦屋町議会第3回定例会を閉会いたします。

長い期間のご審議お疲れさまです。

午前10時52分閉会
